

令和5年6月15日

小学5年生・6年生、中学生 保護者 様

那覇市立教育研究所
所 長 幸地 巧

那覇市学習用タブレット端末貸与の申請について

各小中学校ではGIGAスクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末（以下「端末」という。）が整備されております。

今年度の夏季休業から、一部の学年（小学5年生・6年生、中学生全学年）において児童生徒の家庭学習の充実等のため、端末のご家庭への持ち帰りを実施いたします。

貸与時には貸与を受けた世帯で責任をもって機器を管理していただく必要がありますので、事前に貸与を受ける意思の確認を行っております。
つきましては、下記の事項をご確認のうえ、端末の貸与を希望される場合は申請をお願いいたします。

記

1. 学習用タブレット端末貸与に係る申請について

- (1) 対象者 : 端末貸与を希望する保護者
※令和3年度、4年度に申請している場合も改めて申請が必要です
- (2) 提出物 : タブレット端末等貸与申請書(別紙1)
※児童生徒ごとに申請が必要です
- (3) 提出期限 : 令和5年6月28日(水)
- (4) 提出先 : 在籍する学校
- (5) 注意事項 : (ア) 端末の弁償等の取り扱いについて大きな改正があったため、令和3年度、4年度に申請書を提出している場合も改めて申請をお願いいたします。
(イ) ご家庭にあるパソコンでの学習を希望する場合、申請は不要です。なお、ご家庭のパソコンのフィルタリング設定等によっては、Chromebookと同程度の学習環境の提供が難しい可能性もあります。

2. 端末とインターネットの接続について

- (1) 端末はクラウド上のアカウントにログインして使用するため、インターネットに繋がるWi-Fi環境が必須となります。貸与時にはご家庭のWi-Fiに接続していただきますようお願いいたします。
- (2) 就学援助または生活保護を受けており、かつ、Wi-Fi環境がご家庭にない児童生徒につきましては、ルーター等の貸与に関して別途申請ください。
- (3) 上記(2)に該当せず、かつ、Wi-Fi接続環境がないご家庭においては、持ち帰りについてご理解いただき、夏季休業までにWi-Fi環境をご準備くださいますようお願いいたします。なお、Wi-Fi環境の整備が困難な場合は、別の方法(紙プリント等)での課題提出等を検討しますので学校へご相談ください。

3. 破損等の取り扱い

学習活動(家庭学習も含む)における破損・故障の場合、基本的には弁償などの負担を求めることはありませんが、故意による破損や、通常の使用状況を逸脱した故障などの場合、ご家庭等に弁償を求めることもあります。

詳しくは以下のQRコードを読み込みご覧ください。



問い合わせ先

那覇市立教育研究所
情報支援G 098-917-3441